全員協議会資料

件名：厚真町職員の兼業許可に関する事務取扱規程について

令和５年８月７日
総務課総務人事グループ

1　趣旨

人口減少社会において、地域の貴重な担い手である職員が地域で担う役割は増大しており、役場の外に出て様々な活動をすることが今後想定される。地方公務員法第３８条において、任命権者の許可を得ることなく営利企業等に従事することを禁じられているため、兼業の許可に関する取扱いとその基準について定めることにより、職員の積極的な活動の促進を図る。

2　公務員の兼業をめぐる動向について

公務員の兼業については、国においても「働き方改革」の一環として副業・兼業の普及促進を図っており、平成３１年３月に通知が発せられ、国家公務員の兼業の許可基準を作成し運用している。また、地方公共団体においても、兼業によるスキルや経験の獲得を通じた本業へのフィードバックによる人材育成、人脈形成や地域貢献を期待した取り組みが行われている。国が実施した営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査によると地方公務員の兼業許可件数は年間４万件程度あり、そのうち、２７％程度が社会貢献活動、６３％がその他の兼業となっている。

3　兼業の定義について

地方公務員法第３８条により、兼業とは次に掲げる場合をいう。

(1)　営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること

(2)　自ら営利を目的とする私企業を営むこと

(3)　報酬、賃金を得て、事業又は業務に従事すること

4　兼業の許可基準に関する考え方

３兼業の定義の(3)の従事について次に掲げるいずれかを目的とする活動について許可する。

(1)　公益性の高い地域貢献

(2)　関係人口の創出又は拡大

(3)　地域人材育成

(4)　地域住民との協働による地域課題の解決

(5)　その他町長が特に認める場合

５　兼業を許可しない場合

職務の優先、公務員としての服務規律及び品位保持を図るため、次に掲げるいずれかに該当する場合は許可しない。

(1)　兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたす。

(2)　兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与える。

(3)　活動開始予定日の直前の人事評価の成績が良好ではない。

(4)　兼業しようとする団体等との間に、特別な利害関係がある。

(5)　職員としての信用に支障がある又は職員全体の不名誉となる。

(6)　宗教的活動、政治的活動、その他法令に反する活動に該当する。

【参考】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（営利企業への従事等の制限）

第３８条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。